

令和2年第5回

荒川区教育委員会定例会

令和2年3月13日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第3回定例会

- | | | |
|--------|---|--|
| 1 日 時 | 令和2年3月13日 | 午後3時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ゆいの森課長
地域図書館課長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
加 藤 弘
小 堀 明 美
瀬 下 清
飯 田 秀 男
漆 畑 研 太
小 林 弘 幸
成 瀬 慶 亮
大久保 和 彦
寺 本 英 雄
小 川 綾 一
早 坂 利 春
宮 島 弘 江 |

5 案 件

(1) 審議事項

議案第 5号 荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

議案第 6号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 7号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 8号 会計年度任用講師の任用等に関する規則

議案第 9号 幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 公立学校教職員の措置について

イ 新型コロナウイルスによる臨時休業期間中の各取扱いについて

ウ 区議会定例会・2月会議について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会、令和2年第5回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、坂田委員、繁田委員御両名にお願いいたします。

1月10日開催の第1回定例会の議事録を机上に配付させていただいております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただきまして、お気付きの点等について事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日は、審議事項が5件、報告事項が3件となっております。

議案第5号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」と議案第6号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、同種の内容でございますので一括して説明を受け、質疑を行った後、採決はそれぞれ個別にさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 では、そのように取り扱います。それでは、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第5号と第6号について御説明申し上げます。

議案第5号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」でございます。令和元年12月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されました。令和2年1月、「指針」とこれから略させていただきますけれども、本年の1月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が告示されました。その指針に基づきまして、教育職員の在校等時間の上限に関する規定を今回整備するものでございます。

条例につきましては、教員については都職員でございますので都条例という形で条例が上程されてございます。教育委員会におきましては、それに基づく規定という形で具体的に、その下にございますように、区立学校の教育職員の時間外在校等時間の月の上限を45時間、1年の上限を360時間以下とするとなっております。また、臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合につきましては、上限を1月100時間未満、年720時間以下、連続する場合については80時間以下、45時間を超える月は6カ月以内と規定するところでございます。

議案第6号につきましては、幼稚園教諭に関する同様の内容でございます。条例につきましては区の条例になりまして、先日、1月30日に文書を各委員に付議させていただきまして、了承されているところでございます。2月17日の本会議で可決して、条例につきまし

ては既に可決しているところでございます。

改正内容の1につきましては、5号と同じでございます。ただし、(2)幼稚園教育職員に係る臨時的任用職員の年次有給休暇の付与については5号と違いまして、12月13日に会計年度任用職員で御説明したのですが、臨時的任用につきましては、例えば任用期間が更新された場合については、年次休暇をそのまま引き継ぐという内容でございます。

5号、6号についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 議案第5号及び第6号につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いたします。

長島委員 「臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合」とありますけれども、この規則にはそれに関する内容を示すものは何かあるのですか。

教育総務課長 規則そのもの、法律にも具体的にこの例示という記載はございません。主にはここにある文章のとおりで、突然出たもので連続しないものという位置付けで法律の解釈などは文書が出ています。例示等については、元となります法律においても記載はありません。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑を終了いたします。

議案第5号及び第6号について、御意見等ございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 特になければ採決に移らせていただきます。初めに議案第5号につきまして、本提案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第5号「荒川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議案第6号につきまして、御異議等はございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第6号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても、原案のとおり決定とさせていただきます。

続きまして、議案第7号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について議題といたします。

教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第7号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、期末手当に関する規則の規定を

改正するものでございます。具体的な内容につきましては、内容の1の欄を御覧いただければと思います。

支給対象外職員でございます。幼稚園教育職員であった者が退職後に引き続いて会計年度任用職員になった場合につきましては、もともとありました幼稚園教育職員としての期末手当の支給方法ではなく、会計年度任用職員として位置付けられるというものを規定するものでございます。

欠勤等日数につきましては、平成21年12月に支給分の期末手当から、例えば無給の妊産婦休養職免については、欠勤等の日数にカウントしないとなっておりましたが、規定上、それが整備されていなかったため、今回規定を改めてここに整備するものでございます。

内容については2点でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。特段、これは実害はないですね。

教育総務課長 ありません。規定を改めて、整備していなかったものを整備するという感じです。

教育長 本件につきまして原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第7号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号「会計年度任用講師の任用等に関する規則」を議題いたします。

教育総務課長 議案第8号「会計年度任用講師の任用等に関する規則」でございます。29年の5月に、改正法が公布されました。会計年度任用制度が導入されました。それを今回、教育公務員の特例法に基づく講師に適用するといったものでございます。今までの講師といったものが、今度は会計年度任用講師という位置付けになるものでございます。それに伴いまして、下の概要でございます。教特法第2条第2項に、今まで常時勤務の者及び再任用短時間勤務の者に限り講師となっておりましたが、非常勤の講師、今度は会計年度任用職員の講師というところでございますが、についても適用するという形になります。そのため、常勤及び再任用に限るといった文言を削除するといったものでございます。これからは会計年度任用講師となります。

具体的には、今回の会計年度任用講師で規定されるものが下に条項としてなっているところでございます。特に4番にあります今回提供された主な事項については、これまでも一定の制限がございましたけれども、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限ですとか、研修の機会を作るといったものが、新たに改めて定義されるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま説明のありました議案第8号につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

今まで時間講師と言っていたのが、会計年度任用講師になるのですね。

教育総務課長 会計年度任用講師という名前になって、今まで常勤と再任用だけだったものが、これも教特法に入りますよということです。

教育長 ただ、時間講師だから、いわゆるボーナスの支給対象ではないのでしょうか。

教育総務課長 臨時的任用に近いような会計年度任用講師になります。ボーナスは対象となりません。

教育長 ただ今、教育総務課長が説明したように、教特法が適用されることが変わるということです。

議案第8号につきまして御異議等ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第8号「会計年度任用講師の任用等に関する規則」につきましては、原案のとおり決定とさせていただきます。

次に、議案第9号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第9号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

総務省より令和2年3月1日付けで新型コロナウイルスの通知が来ているところでございます。それに伴いまして任命権者が職員の給与の減額を免除することができる基準を今回新たに設けるものでございます。

具体的には、新型コロナウイルスの対策で幼稚園教員が、就業の制限ですとか交通の著しい遮断ですとか、感染の防止などで一定の自宅待機などが必要となった場合については、下にございますように任命権者が日数等について指定して、これについては給与の減額を免除するという形に今回適用するものでございます。

なお、これについては令和2年3月2日から遡及適用をいたしたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員 3月2日から遡及適用できるということにしたのは、理由としては休校措置が取ら

れたのが3月2日からだったと思いますけれども、そういうことも考慮して決められているということなのでしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおりです。ただ、幼稚園については休園していないのですけれども、自主的に御家庭で見られる方については極力自宅という形で、今、各園についても一桁台の園児は登園しています。それについて教職員が感染した場合については、自宅待機を指示するという形になります。ちなみに私たち職員についても、感染した場合は病欠なのですが、疑わしい場合については事故欠勤という形で2週間の自宅待機などが指定されるようになりました。

以上でございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

今、全国各地の保育園で保育士の感染者が出ていますから、幼稚園も含めて職員を守るための対応について、しっかりしていかなければいけないと思っております。

本件について特に御意見等がなければ、原案のとおり決定させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め、議案第9号「幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」については、原案のとおり決定とさせていただきます。

以上で、審議事項5件の審議を終了とさせていただきます。

続いて、報告事項に移らせていただきます。初めに報告事項ア「公立学校教職員の措置について」は人事の案件でございます。そのため、会議を非公開として御説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 事務局は、説明者を除き退室をお願いいたします。

(事務局職員退室)

(事務局職員入室)

教育長 再開いたします。続きまして報告事項のイ「新型コロナウイルスによる臨時休業期間中の各取扱いについて」を議題といたします。

学務課長 それでは、「新型コロナウイルスによる臨時休業期間中の各取扱いについて」御報告いたします。

参考に机上配付させていただきました2月28日の御報告のとおり、荒川区立の幼稚園、小中学校は3月2日の午後から学校保健安全法上の第20条による感染症拡大予防防止のため

めの臨時休業の措置を取っておりますが、それからこの間の各対応について御報告するものです。

まず、御手元の3月13日の教育委員会の資料を御覧ください。1の特別支援学級に通う児童生徒及び小学校低学年等の取扱いについてです。児童生徒については臨時休業期間中、原則として自宅待機をしていただくとしておりますが、一人で家で過ごすことが難しい特別支援学級に通う児童生徒と小学校1年生から3年生で保護者の就労時間が短いためにふだん児童保育を利用していない児童を学校で受け入れることといたしました。

8時30分からお弁当を持ってきていただいて午後1時半までとして、この間は感染症対策に十分気をつけた上で、宿題をしたり学校図書館を利用したり、先生方のお手伝いをしたりして時間を過ごしています。

この受入れの状況ですが、毎日小中学校、全校合わせて300人前後の児童生徒を受け入れております。また、この受入れをしている児童生徒の中で発症者が出た場合には、当該学校での受入れは全面的に中止することとしております。

裏面を御覧ください。教職員の出勤については、時差出勤や年次有給休暇の取得を引き続き奨励しながらも、先ほど御説明しました学校で児童生徒を受け入れるための態勢は組んでいただくようお願いしております。

3の春季休業期間中の対応については、政府からの終息宣言が出ていないため、児童生徒については臨時休業期間中と同様に不要不急の外出を控えることとし、部活動についても中止としております。また、こちらに記載はございませんが、春休みの間は「にこにこすくーる」といって、保護者の方の就労の有無にかかわらず、放課後等に児童が利用できる事業があるのですが、先ほど申し上げた特別支援学級に通う児童と低学年の児童については、このにこにこすくーるで春休みの間は時間を短縮して受け入れていただけることとなっております。

最後に、始業式及び入学式・入園式についてですが、これについては卒業式、修了式と同様に年度の節目の大切な式典でもありますので、規模を縮小して実施することとしております。来賓等の参列も御遠慮いただくこととしておりますので、入学式について教育委員の先生方に日程の調整等をいただいておりますが、残念ながら御参列いただかないこととなりました。

現状では、WHOでパンデミックも宣言されまして、政府によるイベント中止の要請も期間が延長される状況の中で、新学期が始まって通常どおりの学校運営ができるかどうかということについては、臨時休業も延長されることを念頭に置いて御準備いただくよう学校にもお願いしているところです。今後また状況を見ながら、判断をしまいたいと考えてござ

います。

御報告は以上です。

教育長 先ほど学務課長から説明させていただいたように、2月28日の教育委員会で3月2日以降の対応については御説明をさせていただいたところですが、春休み中の対応と、始業式、入学式の対応について本日御報告をさせていただきました。新学期以降については状況等の変化を見て、適切な対応を図ってまいりたいと考えてございます。

併せて、図書館やふるさと文化館等について、口頭での説明をお願いします。

生涯学習課長 資料はないのですが、生涯学習課では生涯学習施設、生涯学習センターと町屋文化センターを所管しておりますが、こちらにつきましては、感染の可能性が高いと想定されるようなスポーツ活動、ダンス、合唱等を行うものについては、会議室や多目的室の貸出しは中止しております。特に生涯学習センターは体育館がございまして、体育館につきましてはそういった活動をメインで行いますので、基本的には貸出しは中止といった措置を取っているところです。町屋文化センターでは、指定管理事業で読売カルチャーさんですとか、荒川区の文化団体さんの講座がたくさんありますが、そういった団体さんとの関係もありますので、現状としては3月末までの措置と考えてございます。

区でいいますと、ほかのひろば館ですとかふれあい館は4月末までということで早めに表明しているところですが、生涯学習施設に関してはそういった団体との調整もございまして、現状としては3月末までの措置を取らせていただいているところでございます。

ゆいの森課長 ゆいの森あらかわ及び地域図書館におきましては、2月29日から施設内を閉鎖しまして、資料の返却と電話とインターネットで予約した資料の受け取りのみを行っております。この対応を3月15日までとしておりましたが、3月31日まで延長する取扱いをさせていただいております。

その他ゆいの森におきましては、館内に「カフェ・ド・クリエ」というカフェがございまして、こちらは引き続き営業はしますが、午後8時半までだったものが午後6時までの短縮営業になります。また、遊びラウンジ、一時預かり、学びラウンジはすべて中止のままです。また、吉村昭記念文学館も休館のまま、3月31日まで対応するような形になります。地域図書館も同様という形になってございます。

以上でございます。

教育長 以上の件につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

小林委員 先ほどの中で特別支援学級、小学校1年生から3年生のうち預かりということで、参加が毎日300名という話があったと思うのですが、これは全体の比率からいうと

どれぐらいなのですか。多いのですか、少ないのですか。

学務課長 5,000人に対して300人ですので、大体6%ぐらいです。

小林委員 そうですか。

教育部長 1校当たり15人前後ですね。多いところで20人超えるぐらい。30人までは来ていないです。

学務課長 一番多い汐入の学校でも20人前半ぐらいです。

教育総務課長 かなり広々と校内を使っています。

教育長 一方で学童クラブはやっています。

小林委員 学童はやっているのですか。

教育長 学童の利用率も、6割ぐらいです。

小林委員 そうですか。それ以外は自宅に対応しているということですか。

教育部長 学童も学校併設の学童クラブにつきましては、なるべく広い環境でということ、体育館ですとか、ランチルームを使ってもらえるような態勢は取っています。

小林委員 それはいいですね。

教育総務課長 逆に校庭も学童などで使うので、一般貸出は全部校庭も体育館も中止をしています。

坂田委員 28日の資料で子どもたちや御家庭への連絡を配信システムで取るというのがありますが、もちろん、これからの見通しがまだ立たないので、そういうことが非常に重要なのかなと。実際、新学期はどうなるかとか、アナウンスを事前にするとか、紙で郵送するというのもできませんので、皆さんどうなるかと思っている中で、やはり随時連絡できるようなことが非常に重要です。本当はふだんからウェブページにもう少し情報がよく更新されていると、こういうときには非常に有効なのですけれども、ふだんから更新されていないと皆さん見る癖がついていないので、やっぱり個別に連絡せざるを得ないことになるのですが、周りを見ていると、やはりちゃんと情報が手元に来るのが、不安な方から見ると非常に重要ではないかと思います。

教育長 学校情報配信システムは何割ぐらいの登録率でしたか。

教育総務課長 おおむね94%です。ただ、パケット代がかかるというので登録をしなかったり、スマホじゃないからというので登録をされない方もいらっしゃるのです。幼稚園、小学校も含めて9割以上の登録率はあるのですけれども、そのほかのところについては各学校が必ず電話等で連絡をするという手段になっております。例えば教育委員会からこういった通知が来ましたよという、各学校の校長先生がその情報配信を使って、情報配信は使わないところについては担任などが電話をしたりという形で、一定の情報の連絡は行っております。

あと、学校によっては、中学校は登校日を設けているところもあると聞いています。

教育長 ほかにいかがでしょうか。

生涯学習課長 ふるさと文化館のことを申し上げるのを忘れていました。南千住図書館と併設ですので、ふるさと文化館も同じように休館という形で扱っておりますので、よろしく願いします。

教育長 小林課長、ゆいの森は受け取りだけだけれども、毎日600人から700人ぐらいは来館していますよね。

ゆいの森課長 統計上はそうですけれども、実際はそこまでではなくて、カフェだけを利用される方もいらっしゃいます。そのため600人来ても、例えば400弱ぐらいが実際に本を借りたりとか返却に来たりかなと思います。

教育長 地域の図書館の方はどうですか。

地域図書館課長 かなり来館者数は減っておりまして、通常時の大体4割程度になっております。

教育長 でも、4割は来ているのですね。

地域図書館課長 それも本当に予約の受け渡しのみでいらっしゃっています。

教育部長 カフェ・ド・クリエはそこそこお客さんがいますよね。

ゆいの森課長 ただ、ふだんよりは少ないです。減ってはおります。

教育総務課長 お茶を飲みながら本を読んでいる方が結構いらっしゃいます。

坂田委員 あそこは席の幅が広いのです。

教育長 ほかによろしいでしょうか。では、最後に報告事項ウ「区議会定例会2月会議」について。これは三枝部長、お願いします。

教育部長 2月会議につきましては、教育に関する質問をお二方の区議の方から頂いてございます。

まずお一人目が、自民党の菅谷元昭議員でございます。菅谷議員からは3問質問がありました。一つ目が、基礎学力の向上ということで、荒川区の現状と今後の取組について問うという内容でございました。具体的なところではあらかわ寺小屋事業ですとか、あるいは今年度からモデル事業で行っております中学校1年生を対象にした夏休み期間中の補習指導をやっているのですけれども、来年度につきましては、その補習指導については全区立中学校に拡大してやっていきますという答弁をしております。

それから、二つ目が、プログラミング教育について。プログラミング思考も含めてなのですけれども、教育委員会の認識を問うというものでございます。プログラミング教育につきましては、現在、第二日暮里小学校で東京都の教育推進校の指定を受けて、取組ないし研究

を進めているのですけれども、その中で教員の研修にも活用しながら、今、準備を進めていますという内容と、教育委員会として今後も先進事例ですとか外部の専門家を活用するなどして、教員の指導力の向上にも取り組みながら、児童生徒の生きる力の育成に取り組んでまいりたいという内容で答弁してございます。

三つ目が、アクティブラーニングについてなののですけれども、アクティブラーニングの学習法を指導する教師の育成が必要だろうという御質問でございます。これにつきましては、学習活動の在り方ですとか、教師の役割などを教師同士が互いに学び合う必要があると強く認識していますと答弁した後に、今後研修会等において教師が学びを深め、アクティブラーニングの手法を用いた授業の充実を図ってまいりたいという内容で答弁をしてございます。

もうお一方、共産党の相馬ゆうこ議員なのですが、相馬ゆうこ議員からも3問質問が出てございます。1問目が、教員の多忙化解消についてというところ、いわゆる働き方改革に関する質問でございます。これにつきましては、荒川区としては働き方改革プランを策定して、教員の負担軽減に向けた取組を今、進めているところですよという形で答弁した後に、今後も校務支援システムの本格稼働ですとか、スクール・サポート・スタッフの充実、それから調査及び配布物や教員のイベント参加の精選をすることなどによって、引き続きプランに基づいて、教員の負担軽減の取組を積極的に進めていきますという形で答弁をしてございます。

2問目につきましては、これも働き方改革に関連するものなのですが、公立学校教員の1年単位の变形労働時間制を導入するべきではないかという内容で御質問を頂いてございます。これにつきましては、確かに法律の改正によりまして、令和3年4月1日から变形労働時間制の適用が各地方公共団体の判断でできるようになってはいるのですが、今現在、東京都の教育委員会からは、この变形労働時間制導入の可否ですとか、あるいは詳細な内容がまだ示されていないといったところがございまして、区の教育委員会といたしましては、国並びに東京都の動向を注視しながら、教員の働きやすい環境の実現を目指していくという形で答弁してございます。

それから、相馬議員の最後の質問が、子どもの権利が尊重される学校づくりを促進することということで、具体的には中学校の制服ですとか、校則についての質問になってございます。制服については、女子がスラックスを履けるようにというところでの御質問なのですけれども、現在区立中学校では、男女の区別なく制服を選ぶことができるように配慮してございまして、例えば女子生徒がスラックスを着用して通学できるようになっておりますということで答弁してございます。

それから、校則についても、いわゆるブラック校則、そういったものがないようにということなののですけれども、答弁といたしまして、校則についてはその目的について保護者や子

どもに丁寧な説明を行いつつ、校則に基づいた行き過ぎた対応が各学校で行われないように、学校側に指導啓発を行っていくこと、併せて、生徒の実態ですとか、時代の進展などを踏まえて随時校則についての見直しをかけるなど、教育環境の整備にしっかり努めていきますという形で答弁をさせていただいてございます。

以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

長島委員 最後の校則についてなのですけれども、数カ月前に新聞で、教育委員会で校則の見直しをやっていますかみたいな記事を読んだ記憶があるのですが、荒川区でも各学校の校則の見直しみたいなことを行ってきたのでしょうか。

教育センター所長 校則については教育委員会が直接見直すということはないのですが、各校において確実に毎年見直しをかけて、子どもたちによりよいものにしようということをやっているということなので、今後それが続くように指導啓発をしていきたいと考えてございます。

教育総務課長 今、センター所長が御答弁申し上げましたけれども、やはりブラックではないものの、グレーな部分がありまして、それについては今回の御指摘も踏まえて、今、センター所長らを含めて学校とも協議をしているところがあります。感覚的な表現などもあって、校則に述べている部分と、先ほどありましたように内規的に、学校の中で内規を持っていたりというがあるので、そういうところについては再度、今回、全校の校則をセンター所長が集めましたので、また、これから学校とも協議をしまいたいと思います。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。

坂田委員 プログラミング教育については、もう導入するということになっていますので、本区としては第二日暮里小学校の先にやっていた経験をうまく生かせるかと。ほかの校長先生方は、やっていないところは不安な方もおられるかもしれないので、その経験をうまく区内で共有できればと思います。

指導室長 今、坂田先生がおっしゃるとおりでございますして、第二日暮里小学校はかなり進んだ形でプログラミングの研究をやっておりまして、不安な学校については校長先生方が積極的に、二日小学校の様子を見学したいということで、教員を引き連れて見に行ったりとか、逆に二日小の、特に図工の先生が今、中心にやっているのですけれども、その先生を講師に招いてということをやっておりますして、教員の不安を解消しているということと、教科書の算数と理科の中にプログラミング教育が入っているので、それを今、事前に教員が学習している状況でございます。

教育長 実は、本日本会議があつて、2月会議はすべて終了したのですけれども、この定例会

の一般質問だけではなくて、予算審議においても教育費で様々な御意見、御質問等が出されておりました。制服についても、一方で、小学校も制服を導入してはどうかという御質問も頂いたり、就学援助の額を増やすべきだということですか、いろいろ御要望を頂いているところでございます。

それでは、本件についてはこれで終了とさせていただきます。

次に、その他の報告事項ですけれども、3月から5月までの教育委員会関係行事については配付資料のとおりでございます。一部にもう既に横線が引いてありまして、中止等を決定したのもございます。今後につきましては不透明な部分もございますので、その時期になりましたら、直接御連絡、お問合せを頂ければと思っております。

そのほか、事務局から連絡事項等ありますでしょうか。

教育総務課長 先ほどとの関連になりますけれども、教育委員会の日程のところを御覧ください。まず、小中学校の卒業式については、来賓等の参列はなしで保護者2名までということで、今のところは実施をしたいと考えております。先ほど説明がありましたように、入学式についても同様に、縮小バージョンで何とか実施したいと考えているところでございます。

また、先ほど教育長から御案内がありました教育委員会関係の行事、また、この日程の資料の2枚目の裏面を見ていただくと、小学校入学式、中学校入学式の後に、退職校長の感謝増呈式、昨年も教育委員会の後に実施させていただいて、皆さんには御出席いただいたのですけれども、これについても場合によっては退職校長だけにしてという形を検討しています。昨年までですと全校長が来て、その後、懇親会もあったのですけれども、懇親会はなくなりました。場合によっては退職校長だけの参加というやり方についても検討してございます。

このように実施事業についても縮小若しくは中止になる形がありますので、その都度御説明させていただければと思います。つきましては、まずは退職校長の感謝状については、できれば教育委員の先生方には御出席願いたいと考えているところです。

以上でございます。

教育長 そのほか、令和2年度教育委員会の日程等を御手元に配付してございます。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、教育委員会第5回定例会を閉会とさせていただきます。

了